

平成25年第1回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成25年3月5日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 森 田 瞳
3 番 植 田 英 和
5 番 島 田 正 芳
7 番 松 本 正 弘
9 番 田 中 幹 男

2 番 浅 野 勉
4 番 中 本 幸 一
6 番 松 田 和 代
8 番 山 岡 敏
10 番 福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書 記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西 本 安 博 副 町 長 北 田 秀 章

教 育 長 楮 山 素 伸

理事(総務部門) 寺 前 高 見

理事(事業部門) 北 門 康 幸

総合政策課長 堀 川 雅 央

税 務 課 長 中 野 彰 宏

健康福祉課長 磯 部 あさみ

産業建設課長 古 川 秀 彦

理事(民生部門) —

会 計 管 理 者 喜 多 君美代

総 務 課 長 近 藤 善 敬

住 民 課 長 堀 口 善 友

人権同和対策課長 大 星 義 博

上下水道課長 (事業部門理事兼務)

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）について）

日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について）

日程第 5 議案第 1 号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 議案第 2 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第 3 号：安堵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第 8 議案第 4 号：安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5 号：安堵町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

日程第 10 議案第 6 号：安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定について

日程第 11 議案第 7 号：安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 8 号：安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

日程第 13 議案第 9 号：安堵町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第 10 号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 11 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について

日程第 16 議案第 12 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について

日程第 17 議案第 13 号：平成 25 年度安堵町一般会計予算について

日程第 18 議案第 14 号：平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

日程第 19 議案第 15 号：平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 20 議案第 16 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

日程第 21 議案第 17 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

日程第 22 議案第 18 号：平成 25 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 23 議案第 19 号：平成 25 年度安堵町水道事業会計予算について

日程第 24 報告第 3 号：平成 25 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

日程第 25 平成 24 年度定期監査報告について

開 会 午前 10 時

議長（森田 瞳） おはようございます。

議会の開会に先立ちまして、政府は、来たる 3 月 11 日に「東日本大震災二周年追悼式」を国立劇場において執り行われます。安堵町においても、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、議場内におられます皆様方に御起立いただきまして、黙とうを捧げたいと思います。

よろしく願いいたします。

御起立願います。

「黙とう」

（20 秒間 黙とう）

議長（森田 瞳） おなおりください。

議長（森田 瞳） 只今の出席議員 10 名です。

定足数に達しています。平成 25 年第 1 回安堵町議会定例会を開会いたします。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

厳しい冬もようやく終わりを告げ、春の兆しもそこはかたく感じられる季節となつてまいりました。大和路に本格的な春の訪れを告げる東大寺のお水取りも本業入りを迎え、日ごとに暖かさが増してまいりました。また、我が国におきましては、政権交代により昨年末に発足した第二次安倍内閣が経済再生に強力に取り組まれており、高い内閣支持率と上向き始めた経済に支えられ、全体的に明るい兆しがみられること

から、地方経済においても好転を期待しているところであります。

さて、本日、平成 25 年第 1 回安堵町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様方におかれましては、何かとお忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。また、平素は町行政につきまして格別の御高配を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

本日は、平成 25 年度一般会計予算（案）、各特別会計予算（案）を始めとする多くの案件が上程いたしております。議員皆様方の御審議をお願いするにあたり、新年度予算における重点施策を中心に所信の一端を申し述べ、議員皆様をはじめ住民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

ちなみに、国の平成 25 年度予算では、日本経済再生に向けた大幅な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢で、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すため、併せて地域主権改革を確実に推進するため、一般会計予算規模では 92 兆 6,100 億円程度が計上されているところでございます。平成 25 年度一般会計予算を主要経費別で見ますと、既存インフラの老朽化対策や防災・減債対策を進めるため、公共事業関係事業費に 5 兆 2,900 億円で、本年度より 7,100 億円程度増額されており、また、安心できる医療・子育て、教育体制を推進するための社会保障関係費に 29 兆 1,200 億円程度、本年度より 2 兆 7,300 億円程度大幅に増額されているところであります。

このような方針の下、平成 25 年度の本町の予算につきましては、歳入は、地方交付税 13 億 3,100 万円を計上いたしております。これは国の公務員給与の削減による地方への交付税の減額、いわゆる、影響によるもので、前年度より 900 万円の減となっております。また、特定財源の県支出金においては、緊急雇用創出事業補助金の活用による事業実施分により 2,100 万円程度の増、国庫補助金においては子ども手当の制度改正により 3,300 万円程度の大幅な減少となっております。

町税収入については、経済対策による回復の期待により 7 億 4,092 万円、前年度比 1,154 万 1 千円、1.58%の若干増となっております。

町民税については従前からの景気の低迷により、前年度比マイナス 169 万円、0.48%の減収となる見込みですが、それ以外の税目、固定資産税をはじめ、町たばこ税や軽自動車税が増収となる見込みであります。

いずれにせよ、一般財源の増収は今の段階では期待できず、従前のおり財源の確保は厳しい状況でございます。

次に歳出であります。経常経費については極力抑制に努めながらも、住民サービスの低下にならないよう精査するとともに、施策については優先順位を考慮し、活力のあるまちづくりを目指し、創意工夫のもと、予算計上したところでございます。

したがって、平成 25 年度の一般会計予算の規模は 29 億 9,700 万円で、前年度予算に対しまして 1 億 5,700 万円、5.53%の増となっております。

また、一般会計・特別会計予算を合計いたしますと、48 億 1,902 万 5 千円となり、前年度比 1 億 7,065 万 3 千円、3.67%の増でございます。

しかしながら、平成 25 年度予算の財源を確保するため、平成 23 年度の黒字財源の中から繰越金 1 億 3,945 万 6 千円の充当を図ったところでもございます。

それでは新年度予算の主要施策の概略を御説明いたします。

まず 1 番目に議会費でございます。

本年度は議員皆様方の活動を住民により明確にお知らせするため、議会として独自の広報誌発行、それに要する所要額を計上いたしております。

2 番目に総務費でございます。

住民の安心・安全のまちづくりの一環として、平成 25 年度より弁護士による「住民法律相談」及び「コミュニティ無線の整備調査」に係る所要額。昨年度より進めております公共交通としてのコミュニティバス並びに公共交通タクシーの所要額。また、参議院議員通常選挙の執行所要額を計上いたしております。

3 番目に民生費でございます。

新たな試みとして、人口の減少傾向に歯止めをかけるために、生産人口の増加を図る転入世帯への家賃補助事業の所要費。また、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉に対する費用の自然増に対する所要額等を計上いたしております。

4 番目に衛生費でございます。

母子保健事業や健康増進事業、各種健診事業、各種予防対策事業、塵芥処理事業及びし尿処理事業等は、その所要額について計上をいたしました。

5 番目に農林水産業費でございます。

青年就農給付金制度が本年度より実施され、これに係る所要額。また、農業振興に要する所要額。農道整備に要する所要額を計上いたしております。

6 番目に商工費でございます。

来年度に東京で開催されます「まちイチ、むらイチ」に安堵町の PR 参加を県に対し意思表示をしております。それに参加し出展するための所要額を計上いたしました。

7 番目に土木費でございます。

社会資本整備総合交付金事業を活用した安全・安心な道路、橋梁の維持のための所要額。その他、公共物の維持管理に係る所要額。下水道事業に係る一般会計からの繰出金等を計上いたしております。

8 番目に消防費でございます。

平成 25 年度は、通常の所要額に加えて、第 6 分団（窪田）の可搬式消防ポンプ積載車の老朽化による買い替えのための所要額を計上いたしております。

9 番目に教育費でございます。

平成 25 年度は、かねてより懸案事項でありました安堵中学校給食施設の建築と設備に要する所要額。小・中学校の学校運営に係る所要額。その他、生涯学習に係る所要額。また、今年度より設置いたしました町文化財保護審議会に要する所要額等を計上いたしております。

10 番目は、不測の事態に備えての災害復旧費でございます。

11 番目に公債費でございますが、公共物の建設に係る償還のピークが過ぎたことに

より、前年度に比べ 3,500 万円程度の減少となります。

12 番目に諸支出金でございますが、これは財政調整基金を始めとする各基金の利息等積立金でございます。以上が一般会計でございます。

次に特別会計についてでございますが、国民健康保険特別会計に 9 億 1,100 万円の予算で、医療費の増により、前年度比 3,700 万円、4.23%の増。住宅新築資金等貸付事業特別会計に 252 万 5 千円で、償還金の減により、前年度比マイナス 64 万 7 千円、20.40%の減でございます。

下水道事業特別会計に 2 億 6,130 万円の予算で、事業費の減少により、前年度比マイナス 3,660 万円、12.29%の減。介護保険特別会計事業勘定分に 5 億 7,080 万円の予算で、利用者の増により、前年度比 1,480 万円、2.66%の増でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計に 7,640 万円の予算で、被保険者数の減により、前年度比 90 万円、1.16%の減となっております。

以上、それぞれの特別会計に予算計上いたしましたところでございます。

御存知のように、特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、この定例会に国民健康保険療養給付費など国民健康保険特別会計補正予算を始めとする平成 24 年度補正予算の専決処分の承認案件 2 案件、社会資本整備総合交付金事業費や翌年度への繰越明許など、一般会計を始めとする平成 24 年度補正予算の案件 2 案件、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件 2 案件、地域主権改革に係る権限移譲による整備を含めた条例の制定・改正等の案件 8 案件、平成 25 年度当初予算の案件と合わせて 22 の案件を提案しております。

なお、詳細につきましては、その都度各担当より説明させますので、議員皆様の御審議、御可決、御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第 1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 105 条の規定により、2 番、浅野 勉 議員と、3 番、植田英和 議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第 2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より 18 日までの 14 日間と内定しております、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から 18 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第3 報告第1号:「専決処分の承認を求めることについて(平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)について)」を議題とします。本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀口善友) はい、議長。

議長(森田 瞳) 堀口住民課長。

(堀口住民課長 登壇)

住民課長(堀口善友) おはようございます。

住民課堀口です。よろしくお願いいたします。

それでは報告第1号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号))につきまして御説明申し上げます。

国民健康保険会計の歳出の大部分を占めます医療給付費におきまして、昨年末からのノロウイルス感染症の蔓延、インフルエンザの流行等により、12月診療から2月診療分におきまして、医療費が予想を超える状況となり、医療給付費に不足が生じることとなりました。また、後期高齢者支援金、介護納付金等におきましても不足が生じ、今回の予算の補正をさせていただいたものでございます。

なお、支払期日が2月末日及び本定例会会期中となっておりますので、これをやむなく専決処分とさせていただきました。なにとぞ御了承のほどお願い申し上げます。

それでは予算書8ページ、9ページを御覧ください。

まず歳出でございます。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費におきまして 4,500万円の補正でございます。

目2. 退職被保険者療養給付費におきまして 800万円の補正でございます。

目3. 一般被保険者療養費におきまして 100万円の補正でございます。

合計 5,400万円の補正でございます。

続きまして、同款、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費におきまして

900 万円の補正でございます。

目 2. 退職被保険者高額療養費におきまして 300 万円の増額補正でございます。

続きまして、同款、項 4. 葬祭諸費、目 1. 葬祭費におきまして 9 万円の増額でございます。

続きまして、款 3. 後期高齢者支援金等、項 1. 後期高齢者支援金等、目 1. 後期高齢者支援金におきまして 647 万円の増額補正でございます。

款 6. 介護納付金、項 1. 介護納付金、目 1. 介護納付金におきまして 765 万 2 千円の増額でございます。

続きまして、款 9. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金、目 3. 償還金におきまして 10 万 5 千円の増額補正でございます。

続きまして 6 ページ、7 ページにお戻りください。

先ほどの説明の歳出に係る歳入の御説明を申し上げます。

款 2. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 療養給付費等負担金におきまして 2,211 万 8 千円の増額補正でございます。同款、項 2. 国庫補助金、目 1. 財政調整交付金におきまして 622 万円の増額補正でございます。

款 3. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金、目 1. 療養給付費交付金におきまして 1,100 万円の増額でございます。

款 4. 前期高齢者交付金、項 1. 前期高齢者交付金、目 1. 前期高齢者交付金におきまして 3,475 万 9 千円の増額補正でございます。

続きまして、款 5. 県支出金、項 2. 県補助金、目 1. 県財政調整交付金におきまして 622 万円の増額補正でございます。

それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 25 年 3 月 5 日報告

安堵町長 西 本 安 博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 2 月 6 日専決

安堵町長 西 本 安 博

予算書の表紙をとばしていただきまして、1 ページを御覧ください。

平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）

平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ8,031万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億52万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月6日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

次のページ御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

まず歳入でございます。

款2. 国庫支出金、項1. 国庫負担金におきまして、
補正前の額 1億5,394万2千円、補正額 2,211万8千円、計 1億7,606万円。

項2. 国庫補助金

補正前の額 6,156万円、補正額 622万円、計 6,778万円。

款3. 療養給付費交付金、項1. 療養給付費交付金

補正前の額 5,472万9千円、補正額 1,100万円、計 6,572万9千円。

款4. 前期高齢者交付金、項1. 前期高齢者交付金

補正前の額 2億1,726万7千円、補正額 3,475万9千円、計 2億5,202万6千円。

款5. 県支出金、項2. 県補助金

補正前の額 4,348万9千円、補正額 622万円、計 4,970万9千円。

歳入合計といたしまして、

補正額 9億2,020万3千円、補正額 8,031万7千円、計 10億52万円となっております。

続きまして3ページ、歳出でございます。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費におきまして、

補正前の額 5億4,315万1千円、補正額 5,400万円、計 5億9,715万1千円。

項2. 高額療養費

補正前の額 6,210万円、補正額 1,200万円、計 7,410万円。

項4. 葬祭諸費

補正前の額 30万円、補正額 9万円、計 39万円。

款3. 後期高齢者支援金等、項1. 後期高齢者支援金等

補正前の額 1億400万4千円、補正額 647万円、計 1億1,047万4千円。

款6. 介護納付金、項1. 介護納付金

補正前の額 4,426万9千円、補正額 765万2千円、計 5,192万1千円。

款9. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 524 万 2 千円、補正額 10 万 5 千円、計 534 万 7 千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額 9 億 2,020 万 3 千円、補正額 8,031 万 7 千円、計 10 億 52 万円となっております。

以降の事項別明細書等につきましては、説明が重複いたしますので省略させていただきます。それではよろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第 1 号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第 4 報告第 2 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） おはようございます。

よろしく願いいたします。

それでは報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について）を御説明させていただきます。

平成24年度から26年度までの第5期介護保険計画中の保険料の増加の抑制を図るため、奈良県介護保険財政安定化基金より、奈良県介護保険料抑制市町村特別交付金として交付されることに伴う467万4千円の増額補正でございます。

このことにつきましては、奈良県介護保険料抑制市町村特別交付金の交付が決定されまして、3月定例議会の開催までの2月20日に入金されたため、交付申請日の1月11日で専決処分をさせていただきました。

それでは議案書の6から7ページお願いいたします。

歳入の6ページをお願いいたします。

款4. 県支出金、項2. 県補助金、目3. 介護保険料抑制市町村特別交付金として、467万4千円が交付されます。

続きまして、その使い道歳出でございますが、7ページをお願いいたします。

款7. 基金積立金、項1. 基金積立金、目1. 介護給付費準備基金積立金として積立てさせていただきます。その後、保険料率の増加の抑制を図り、必要な経費に充てるために交付されたものでございますので、必要に応じて取り崩し、保険料に充てていきたいと思っております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成25年3月5日報告

安堵町長 西 本 安 博

続きまして専決処分書をお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成25年1月11日専決

安堵町長 西 本 安 博

続きまして1枚めくっていただきまして、1ページお願いいたします。

平成24年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第2号）（保険事業勘定）

平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ467万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,128万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年1月11日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款4. 県支出金、項2. 県補助金

補正前の額 195万6千円、補正額 467万4千円、計 663万円。

歳入合計

補正前の額 5億6,660万6千円、補正額 467万4千円、計 5億7,128万円。

続きまして3ページ歳出です。

款7. 基金積立金、項1. 基金積立金

補正前の額 337万6千円、補正額 467万4千円、計 805万円。

歳出合計

補正前の額 5億6,660万6千円、補正額 467万4千円、計 5億7,128万円。

以降の事項別明細書等につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。よろしく御審議、御承認、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第５ 議案第１号：「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

それでは議案第1号、安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

安堵町の公平委員 3 名のうち、山崎文生委員は、本年 3 月 31 日をもって、第 1 期の任期満了を迎えられます。

山崎委員におかれましては、■■■■■であり、地方自治の本旨を十分理解し、人事行政に識見を有しておられるため、昨年、平成24年9月の第3回定例議会において、前任者の残任期間について選任同意をいただいたところであります。

次期におきましても、継続して同委員に選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 4 年間となります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第1号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

平成25年3月5日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

氏 名 山崎 文生

■■■■■■■■■■

14

たく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成 25 年 3 月 30 日から平成 28 年 3 月 29 日までの 3 年間であります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 2 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 25 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

記

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 西 埜 順 一

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

以上でございます。御審議の方よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 2 号を採決します。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。着席ください。

議案第 2 号は、原案のとおり同意されました。

議長（森田 瞳） 日程第 7 議案第 3 号：「安堵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制

定について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

それでは議案第3号、安堵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを御説明申し上げます。

平成21年に発生した新型インフルエンザは、症状の程度がそれほど重くないものであったものの、今後、病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザや感染症に対して、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること。また、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に止めるために、必要な法制度を整えておく必要があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が平成24年5月11日付で公布されました。

特別措置法を受けまして、町におきましても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときには、直ちに町対策本部を設置することとなっており、事前に特別措置法に準じて、新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務付けされていることから、国が示す施行日に備え、平成24年度内に新型インフルエンザ等対策本部条例を整備するものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第3号：安堵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

安堵町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月5日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして1ページ。

安堵町新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策本部特別設置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、安堵町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の

事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議、御承認、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これから、これより議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。着席ください
議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 8 議案第 4 号：「安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

（大星人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（大星義博） それでは議案第 4 号、安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正理由といたしまして、本条例の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括法の施行に伴い、住宅地区改良法など関連法令が改正されたため、本町改良住宅設置及び管理条例においても、管理に関する規定を改める必要が生じたので、今回、町営住宅管理条例を引用し、改正を行うものであります。

改正内容といたしまして、第 3 条の改正につきましては、入居者が居なくなった場合は、別表 2 に定める家賃の適用はしないことを明記いたしました。

第 9 条中の改正につきましては、改良住宅をより適正、統一した管理を行うため、第 3 条で除外した、入居者が居住しなくなった場合の家賃決定を含め、安堵町営住宅管理条例の準用箇所を整理したものでございます。

詳細を新旧対照表により、説明させていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。

第 3 条中、下線の条文。「(第 9 条ただし書きに規定する場合は除く。)」を加え、

第 9 条中、下線の条文。「前条までに定めるもののほか、」及び「第 3 条から第 41 条の 2 まで（第 36 条から第 39 条を除く。）」及び、「ただし、第 3 条から第 9 条まで、第 11 条から第 15 条まで、第 17 条及び第 28 条から第 34 条までの規定の準用は、第 6 条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。」の条文を加えるものでございます。

なお、本条例の施行は、公布の日からとさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第４号：安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

安堵町改良住宅設置及び管理条例（昭和６１年安堵町条例第１７号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成２５年３月５日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） ただいま議題となっています議案第４号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議長（森田 瞳） 議案第４号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第９ 議案第５号：「安堵町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） それでは安堵町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

一般廃棄物処理施設に置く、技術管理者の資格に関する基準につきましては、これ

まで国の省令で定められておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、平成 23 年法律第 105 号、いわゆる第 1 次一括法により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正があり、市町村でその技術管理者の資格を設けることとなりました。

この条例の技術管理者の資格につきましては、「基準に定める省令を参酌すること」とされておりましたが、その技術管理者の職務の重要性に鑑み、本町における基準も省令どおりといたしました。

なお、現在置かれている技術管理者はこの基準を満たしております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 5 号：安堵町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

安堵町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

条例案を朗読させていただきます。

安堵町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 21 条第 3 項の規定に基づき、町が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第 2 条 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 第 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議、御承認のほど、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。着席ください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第6号：「安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定について」、日程第11 議案第7号：「安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について」、日程第12 議案第8号：「安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について」を一括議題といたします。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） それでは一括議題として説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。

議案第6号：安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、国の第1次地域主権一括法によって道路法が一部改正され、町道の構造、道路の作り方や必要な設備などに関する基準、また、道路標識の寸法などに関する基準について、町が条例で定めることとなりました。

基本的な考え方としましては、政令の道路構造例を参酌し、当町に該当しない高速自動車道、自動車専用道路、国道、県道や軌道に関する規定を除いております。

本条例並びに道路構造例は、道路を新設、また改築する場合に、道路の企画により、計画交通量から車輛、歩行者が安全に通行できる道路の幅、車線数、附属物等の技術的基準を定めるものでございます。

それでは条文に沿って説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条では、道路法の改正に伴う本条例制定の趣旨を。第2条では、条例で使用する用語の定義を。第3条では、道路の区分規定。安堵町の町道はその他道路でございますので、第3種または第4種に当たります。

3ページから11ページの第5条より第15条につきましては、計画交通量による道路の車道、路肩、歩道等の寸法や車道数を規定しております。11ページから13ページの第16条より第21条につきましては、道路の曲線、設計を規定。14ページから16ページの第22条より第25条では、道路の縦断についてを規定しております。17ページの第26条では、道路の舗装を規定。18ページの第27条から第28条で、道路の横断的な勾配を規定しております。19ページの第29条では、道路の排水施設について。第30条から32条においては、道路と道路、道路と鉄道との交差方法についてを規定しております。21ページから23ページの第33条から第41条では、道路の附属物についてを規定。23ページから24ページの第42条から43条では、道路の応急処置としての改築工事の特例を規定。25ページの第44条から45条では、自転車、歩行者専用道路の幅員等についてを規定。26ページの第46条では、道路標識の寸法について規定しております。標識の寸法や形につきましては、細目的な事項でありますので規則に委任させていただき、本条例の可決の後、決裁を受け規定させていただきます。

以上です。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第6号：安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定について

安堵町道路構造の基準等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月5日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして第7号を説明させていただきます。

議案第7号、安堵町都市公園条例の一部を改正につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、国の第2次地域主権一括法によって都市公園法が一部改正されました。これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準について、地方分権の観点から、それぞれの町の実情に合わせ、政令で定める基準を参酌し、町が独自に基準を条例で定めることとなりました。

今回の改正につきましては、今まで定めていませんでした住民1人当たりの都市公園の敷地面積や公園の配置及び規模を規定。また、公園施設の設置基準を定めております。

それでは新旧対照表をもって説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

改正点は、第1条に4条を追加する改正でございます。第1条の3では、都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準を4平方メートル以上。市街地においては2平方メートル以上とする旨を規定。第1条の4では、都市公園の配置及び規模を規定し、第1条の5では、都市公園内の公園施設の建築物の設置割合を2%にする旨を規定し、同条2項から6項において、建築物の種類により、最高20%まで緩和できることを規定しております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第7号：安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について

安堵町都市公園条例（平成19年安堵町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月5日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして議案第8号を説明させていただきます。

議案第8号、安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、国の第2次地域主権一括法によって、高齢者、障害者の移動等円滑化の促進に関する法律が一部改正され、これまで国が一律で定めておりました、高齢者、障害者の移動等円滑化のために必要な、特定公園施設の設置の構造基準について、地方分権の観点から、政令等で定める基準を参酌して、町が独自に基準を条例で定めることとなりました。本条例の主な内容としましては、高齢者、障害者の方が、公園内の公園施設間を容易にまた、安全に移動できる構造にするべく設けられる技術的基準です。

それでは、条文に沿って説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条では条例設置の趣旨を、第2条では用語の意義を政令に基づくことを規定、第3条では公園の一時使用時の特例を、第4条では園路及び広場の出入口の幅及び勾配等を安全に通行できる基準を規定、第5ページの第5条の屋根付広場の出入口の幅

及び勾配等の基準を規定、6 ページから 8 ページにおきましては、第 6 条から第 7 条で、休息所、管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂の出入口の幅及び勾配等の基準を規定しております、9 ページの第 8 条では、車いす使用者の駐車スペースの大きさや必要台数を規定しております、第 9 条から第 11 条では、トイレの出入口の寸法やトイレの構造について、12 ページの第 12 条では、水飲場、手洗場、ベンチ及び野外卓について規定、13 ページの第 13 条、第 14 条では、掲示板及び標識について、わかりやすい、また、大きさや色調について規定しております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 8 号：安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。よろしく御審議ください。

議長（森田 瞳） ただ今説明ございました日程第 10 議案第 6 号：「安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定について」、日程第 11 議案第 7 号：「安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について」、日程第 12 議案第 8 号：「安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について」総括質疑を行います。

総括質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） ただ今議題となっております、議案第 6 号から第 7 号、第 8 号に至る議題につきましては。

お諮りいたします。

総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

議長（森田 瞳） 御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議長（森田 瞳） 以上、議案第 6 号から議案第 8 号まで、総務産業建設常任委員会に付託

することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第 13 議案第 9 号：「安堵町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、北門事業部門理事。

（北門事業部門理事 登壇）

事業部門理事（北門康幸） 北門でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第 9 号、安堵町下水道条例の一部を改正する条例について提案理由を説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）第 2 次一括法の成立による下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の改正に伴い、安堵町下水道条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、公共下水道施設のうち、安堵町の管理する排水施設の構造の技術的基準などについて、政令の基準に準じて規定するものであります。

それでは新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、第 4 章の次に新たに第 5 章として公共下水道の構造の基準、第 35 条、第 36 条を追加するものであります。

それでは第 5 章を朗読させていただきます。

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第 35 条 法第 7 条第 2 項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- （1）堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （2）コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
- （3）屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- （4）下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- （5）地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手その他

の規則で定める措置が講じられていること。

(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) また又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第36条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

議長（森田 瞳） 説明中すいません。

北門理事、本議案につきましては、後日総務産業建設常任委員会に付託する予定にしております。しかるに、その議案原稿と改正文を照らし合わせながら、常任委員会でまた御説明をとりたいとかように思いますので、標題の議案の朗読をお願いいたします。

事業部門理事（北門康幸） はい。

それでは議案第9号を朗読させていただきます。

議案第9号：安堵町下水道条例の一部を改正する条例について

安堵町下水道条例（平成16年安堵町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月5日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） ただ今御説明いただきました。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 議題となっております議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託す

ることにしたいと思いますが、御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第14 議案第10号:「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) それでは議案第10号、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

お手元の議案書最終ページ、新旧対照表を御覧ください。

障害者制度改革により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の法律題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号)に改められ、平成25年4月1日から施行されます。

これを受け、安堵町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第6号)第9条の2第1項第2号で、介護補償に関する事項を規定している引用法律名が、「障害者自立支援法」となっておりますので、これを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」への題名変更と、この引用項番号を整備するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日であります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第10号: 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安堵町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年安堵村条例第6号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月5日提出

安堵町長 西 本 安 博

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安堵町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年安堵村条例第6号)の一部を次の

ように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。

御審議、御可決の方、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これから議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。着席ください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただ今11時13分です。

11時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時13分

午前11時20分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

日程第 15 議案第 11 号：「平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。

よろしくお願いいたします。

それでは議案第 11 号，平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、大きく 3 つの理由によります。

第 1 は、退職者に係る退職手当組合への特別負担金を含めた人件費、各款項目における増減の補正、第 2 に、障害者自立支援法の改正に伴う電算システムの改修委託による増額補正、第 3 に、障害者医療及び乳幼児医療の伸びによる扶助費の増額補正。第 4 に、介護自立支援給付費の利用者の増により扶助費の増額補正、第 5 に、震災対策として溜め池の一斉点検に要する委託費の増額補正、第 6 に、国の補正により、道路の危険箇所の点検及び道路橋梁の安全対策に係る工事費等の増額補正でございます。

これらにより、歳入歳出それぞれ 8,302 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 9,128 万 9 千円といたします。また、繰越明許費及び地方債補正を併せて補正させていただきます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書 12 ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費で 500 万円の増額。これは、退職者に係る退職手当組合への特別負担金による増額補正でございます。この財源といたしましては一般財源を全て充てさせていただきます。

次に、款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費で 815 万 8 千円の増額、これは、節 13 につきましては、障害者自立支援法の改正に伴う電算システム改修費 696 万 2 千円の増額。この財源は 100% 県補助金でございます。

また、節 23 につきましては、平成 23 年度障害者事業、国庫負担金の精算により 119 万 6 千円の償還が確定いたしましたので、これによる増額でございます。この財源といたしましては、一般財源でございます。

同款、同項、目 6. 医療対策費におきましては 50 万円の減額補正。節 2 並びに節 4 につきましては、人事異動による 250 万円の減額補正。この財源は一般財源でございます。また、節 20 の扶助費につきましては、障害者医療、乳児医療の利用者の増加に

より 200 万円の増額となります。この財源といたしましては、県補助金 100 万円、一般財源が 100 万円の増額となります。目 6 の財源といたしましては、県補助金 100 万円、一般財源 マイナス 150 万円となり、50 万円の減額補正となります。

続きまして、同款、同項、目 9. 自立支援給付費におきまして、介護給付費・訓練等給付費の利用者の増加により 490 万円の増額補正。この財源といたしましては、国庫負担金 245 万円、県負担金 122 万 5 千円、一般財源 122 万 5 千円でございます。

同款、項 2. 児童福祉費、目 3. 保育園費で 150 万円の減額補正。これは、臨時職員の雇用を予定していましたが、不要となったための減額でございます。この財源は一般財源でございます。

13 ページをお願いいたします。

款 5. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 4. 土地改良事業費で 66 万円の増額、これは、震災対策のため、町内の溜め池を一斉点検するための委託費で、この財源は 100% 県補助金でございます。なお、この分を繰越明許費とさせていただきます。

款 7. 土木費、項 2. 道路橋梁費、目 1. 道路橋梁維持費で 6,700 万円の増額補正。これは、節 13 につきましては、道路の危険箇所の点検調査のための 200 万円の増額。節 15 につきましては、道路舗装、補修工事のための 6,500 万円の増額。これらの財源といたしましては、平成 24 年度の命とくらしを守るインフラ再構築施策としての、国土交通省の補正予算による国庫補助金 4,020 万円並びに地方債 2,680 万円でございます。また、この分も繰越明許費とさせていただきます。

同款、項 3. 都市計画費、目 2. 下水道費で 10 万円の増額補正、これは、流域下水道施設建設市町村負担金のうち、流域下水道事業債を充てる予定ではございますが、起債が 10 万円単位となっているため、端数分を町一般会計から繰出して賄うため増額させていただくものでございます。この財源といたしましては、全て一般財源を充てさせていただきます。また、この分を繰越明許費とさせていただきます。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費、目 1. 教育委員会費で、平成 23 年度の住民生活に光を注ぐ交付金事業として地域福祉基金に積立て、平成 23 年度、24 年度の 2 年計画事業として実施しています「学校自立支援事業」におきまして、平成 23 年度における事業費が 61 万 3 千円不要となったため、基金を取り崩していませんでした。平成 24 年度事業にこの分を充てるため、基金繰入金として 61 万 3 千円を増額し、同額一般財源を減額する財源更正でございます。

同款、同項、目 2. 事務局費で 100 万円の減額補正。これは人件費によるものでございます。この財源は一般財源でございます。

款 12. 諸支出金、項 1. 基金費、目 3. 公営住宅管理運営基金費で 7 万 3 千円の増額、目 4. 消防賞じゅつ金基金費で 2 万 9 千円の増額。これは預金利子が多くなったためでございます。この財源は財産収入を充てさせていただきます。

14 ページをお願いいたします。

同款、同項、目 5. ふるさと基金費におきまして 10 万円の増額補正。これはふるさと寄附金が当初予定より 10 万円多くあり、基金に積立てるための増額でございます。

この財源は寄附金を全額充てさせていただきます。

歳入でございますが、歳出の時に説明させていただいてますので割愛させていただきます。なお、一般財源と説明した部分につきましては、歳入科目では、款 17. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金にあたりますので申し添えさせていただきます。

次に 5 ページにお戻りいただきたいと思います。

繰越明許費について御説明させていただきます。

款 5. 農林水産業費、項 1. 農業費、事業名、震災対策農業水利施設整備事業 金額 66 万円。款 7. 土木費、項 2. 道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業 金額 8,330 万円。同款、項 3. 都市計画費、事業名、下水道事業特別会計繰出金 金額 10 万円。款 9. 教育費、項 1. 教育総務費、事業名、中学校給食施設整備事業 金額 782 万 1 千円。

以上 4 事業、総額 9,188 万 1 千円を繰越明許費とさせていただきます。

続きまして 6 ページをお願いいたします。

地方債補正について御説明させていただきます。

今回の道路の安全対策の費用としての財源 2,680 万円を確保するため、公共事業債の限度額を 2,680 万円増額し、4,660 万円といたします。その他の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変わりございません。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 11 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 11 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）

平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,302 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 9,128 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができ経費は、「第二表 繰越明許費」による。

（地方債補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

平成 25 年 3 月 5 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

次のページをお願いいたします。

議長（森田 瞳） 課長、すいません。

総合政策課長（堀川雅央） はい。

議長（森田 瞳） 説明中すいません。

第一表につきましては、先般の議案説明にて十分審議いたしていただいておりますので、もう割愛してください。

総合政策課長（堀川雅央） そうしたら、以上でございます。

それでは御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 11 号を採決します。

議案第 11 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。着席ください。

議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 16 議案第 12 号：「平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門事業部門理事。

（北門事業部門理事 登壇）

事業部門理事（北門康幸） それでは議案第 12 号、平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 120 万円を増額補正させていただき、予算総額を歳入歳出 3 億 2,360 万円とさせていただくものであります。

補正内容につきましては予算書の 9 ページを御覧ください。

目の覧に流域下水道事業費とありますが、これは県で整備を進めております流域下水道事業に対します安堵町の負担分でございます。平成 24 年度、県におきましては、この流域下水道事業の建設費の増加に伴い、安堵町におきましても、建設負担金 120 万円を追加となり、今回、これを補正予算として上程させていただくものであります。

続きまして、補正予算書の 4 ページ御覧ください。

繰越明許費でございますが、県において、平成 24 年度の流域下水道事業の推進に伴う追加負担金については、建設工事等の遅れにより、全額、繰越明許費要求を行い、来年度に全額を精算するため、当町においても、繰越明許費を要求するものでございます。

それでは議案第 12 号を朗読させていただきます。

議案第 12 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

予算書 1 ページを御覧ください。

議案第 12 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）

平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 120 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,360 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

平成25年3月5日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

次のページ御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金

補正前の額 1億486万円、補正額 10万円、計 1億496万円。

款6. 町債、項1. 町債

補正前の額 1億1,760万円、補正額 110万円、計 1億1,870万円。

歳入合計

補正前の額 3億2,240万円、補正額 120万円、計 3億2,360万円。

次のページ御覧ください。

歳出

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費

補正前の額 1億5,568万4千円、補正額 120万円、計 1億5,688万4千円。

歳出合計

補正前の額 3億2,240万円、補正額 120万円、計 3億2,360万円。

次のページ御覧ください。

第二表 繰越明許費

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費、事業名、流域下水道事業、金額 120万円。合計 120万円です。

5ページ御覧ください。

第三表 地方債補正

起債の目的、地域下水道事業、補正前限度額 290万円。補正後限度額 400万円。

なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後とも変更ございません。

なお、6ページ以降につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 12 号を採決します。

議案第 12 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 全員起立です。着席ください。

議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次の

日程第 17 議案第 13 号：平成 24 年度安堵町一般会計予算について

日程第 18 議案第 14 号：平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

日程第 19 議案第 15 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議会事務局長（成瀬 博） 25 年度です。

議長（森田 瞳） 失礼しました。日程第 17 から日程第 19、平成 24 年と申し上げました年度、25 年に訂正願います。

日程第 20 議案第 16 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

日程第 21 議案第 17 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

日程第 22 議案第 18 号：平成 25 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 23 議案第 19 号：平成 25 年度安堵町水道事業会計予算について

以上、一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算の 7 議案を一括議題とします。

ただ今議題といたしました 7 議案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

(堀川総合政策課長 登壇)

総合政策課長（堀川雅央） それでは平成 25 年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算について御説明させていただきます。

国においては、平成 25 年 1 月 24 日に平成 25 年度の予算基本方針を閣議決定し、その重点項目として、①復興防災対策、②成長による富の創出、③暮らしの安心。地域の活性の 3 分野を掲げ、平成 25 年度の予算を策定されました。

平成 25 年度一般会計予算総額といたしまして 92 兆 6,100 億円程度とする方針が定められ、既存のインフラの改修や、防災対策を進めるため、公共事業に 5 兆 2,900 億円、対前年度 7,100 億円の増。社会保障関係費は 29 兆 1,200 億円程度、地方公務員給与の引き下げに伴う地方交付税の削減などで対前年度 1 兆 7 千億円縮減されました。地方においても、地域主権改革による権限移譲への取組。また、地域活性化・雇用・子育て対策等継続的な取組。社会保障関係の自然増。公債費の高水準化に対応しつつ、経費全般について徹底した節減合理化に引き続き努め、行財政への効率性透明性を高めるよう求められており、当町におきまして、この厳しい状況を踏まえてではありますが、第 4 次安堵町総合計画に基づきまして、優先的に行うべき事業につきましては予算化をいたしました。収入財源の厳しい中ではございますが、繰越金、地方債等を活用し、予算の編成を行ったところでございます。

議案第 13 号、一般会計予算でございます。

歳入から御説明いたします。

地方交付税におきまして、国家公務員給与の削減に係る影響額を加味した結果、前年度より 900 万円、0.67%の減収となりました。

国庫支出金におきましては、子ども手当の制度改正により 3,350 万円ほどの減収となり、また、県支出金におきましては、緊急雇用創出事業の活用により 2,145 万円、14.28%ほどの増収となっております。

町税におきまして、経済対策による回復傾向が期待され、町民税個人分については若干 0.26%でございますが増収となるものの、法人税につきましては 7.37%の減収となっております。一方、固定資産税におきましては、ミニ開発及びグループホーム等の建設によりまして 3.02%の増収となっております。

町税全体といたしましては 1,150 万円、1.58%ほど増収となっております。

財源の不足分につきましては、臨時財政対策債及び繰越金の活用により予算の確保に努めたところでございます。

歳出につきましては、法の改正に基づく経費は優先的に計上し、経常的経費については、節減合理化に努めながらも行財政運営について、効率性かつ透明性を高め、住民サービスの質の向上を努めるよう予算編成を行ったところでございます。

食育の観点から、中学校給食施設の建設費用、防災意識向上にも繋がるコミュニテ

無線の調査費用、町の活力増強のため人口増加施策として、家賃補助費等を新事業として、また、公費負担による費用、安心・安全快適な道路空間確保のための道路補修及び橋梁補修費などを計上しております。一般会計総額は 29 億 9,700 万円で、前年度に比べ 1 億 5,700 万円の増額。対前年度比 5.53%の増となっております。

それでは予算書 1 ページを御覧ください。

標題及び総額の第 1 条第 1 項のみを朗読いたします。

議案第 13 号：平成 25 年度安堵町一般会計補正予算

安堵町一般会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29 億 9,700 万円と定める。

続きまして 83 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、国民健康保険特別会計予算の総額は 9 億 1,100 万円で、保険給付費等増で前年度に比べ 3,700 万円の増額、4.23%の増でございます。

それでは一般会計同様、標題及び総額の第 1 条第 1 項のみを朗読させていただきます。

議案第 14 号：平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計予算

平成 25 年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 1,100 万円と定める。

次に 103 ページをお願いいたします。

議案第 15 号、平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の総額は 252 万 5 千円で、償還のピークが過ぎたことにより公債費が減となったため、前年度に比べ 64 万 7 千円の減額、20.4%の減となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第 15 号：平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 25 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 252 万 5 千円と定める。

次に 111 ページをお願いいたします。

議案第 16 号、下水道事業特別会計予算の総額は 2 億 6,130 万円で、事業費の減で、前年度に比べ 3,660 万円の減額、12.29%の減となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第 16 号：平成 25 年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成25年度安堵町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,130万円と定める。

次に127ページをお願いいたします。

議案第17号、介護保険特別会計予算(保険事業勘定)の総額は5億7,080万円で、保険給付費の増で、前年度に比べ1,480万円の増額、2.66%の増となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号：平成25年度安堵町介護保険特別会計予算(保険事業勘定)

平成25年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,080万円と定める。

次に145ページをお願いいたします。

議案第18号、後期高齢者医療特別会計予算の総額は7,640万円で、被保険者数の減により、前年度に比べ90万円の減額、1.16%の減となっております。

それでは先ほどと同様、議案書を朗読させていただきます。

議案第18号：平成25年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,640万円と定める。

最後に別冊子でございますが。

議案第19号、平成25年度安堵町水道事業会計予算でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

支出ベースで、第3条中第1款、水道事業費1億6,970万円。

続いて2ページをお願いいたします。

第4条中第1款、資本的支出8,610万円を合計いたしました総額は、2億5,580万円で、事業量の増で、対前年度比2.57%の増となっております。

水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を併せました予算総額は、48億1,902万5千円で、前年度より1億7,065万3千円、3.68%の増となっております。

以上、25年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長(森田 瞳) 以上、一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の7議案を一括議題とします。

ただ今議題といたしました7議案について提案理由の説明をいただきました。

お諮りします。

7 議案について総括質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 議案第 13 号：「平成 24 年度安堵町一般会計予算について」は、議長を除く 9 名の委員で構成する「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、議長を除く 9 名の委員で構成する「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 続いて、議案第 14 号から議案第 19 号までの各特別会計と水道事業会計予算の 6 議案については、議長を除く 9 名の委員で構成する「特別会計等予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第 14 号から第 19 号までの 6 議案は、議長を除く 9 名の委員で構成する「特別会計等予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） ただ今、ちょうど 12 時でございます。

10 分間休憩ののち、再開したいと思います。

よろしくお願いいたします。

（暫時休憩）

12 時 00 分

12 時 10 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先程の一般会計予算審査特別委員会及び特別会計等予算審査特別委員会における正副委員長の互選結果について申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会
委員長 福井保夫 議員、
同じく副委員長 松田和代 議員。

特別会計等予算審査特別委員会
委員長 田中幹男 議員、
同じく副委員長 島田正芳 議員です。

議長（森田 瞳） 以上、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第 24 報告第 3 号：「平成 25 年度安堵町土地開発公社予算の報告について」議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 報告第 3 号、平成 25 年度安堵町土地開発公社予算について報告させていただきます。

まず、事業計画書 1 ページをお開きください。

公有地の売却事業でございますが、平成 25 年度はございません。

続きまして 2 ページを御覧ください。

公有地の取得事業でございますが、平成 25 年度ではございません。

次に 3 ページを御覧ください。

平成 25 年度土地開発公社の収支予算でございます。

この中で、第 2 条にあります収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が 2 千円。

これは公社設立基金 500 万円の受取利息でございます。

収益的支出が 0 円です。これは公有地取得事業原価でございます。

続きまして、第 3 条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が 74 万円。こ

れは平成 25 年度利子補給金でございます。資本的支出が 74 万円。これは事業外費用の支払利息 74 万円でございます。

第 2 条、第 3 条の事項別明細書につきましては、それぞれ 5 ページから 10 ページに記載しております。

なお、予算損益計算書と予算貸借対照表の説明につきましては、先ほどの説明と重複する部分が多々ありますので、省略させていただきます。

以上、平成 25 年度安堵町土地開発公社予算書の報告について、説明させていただきました。

それでは報告第 3 号、平成 25 年度安堵町土地開発公社予算の報告について朗読いたします。

報告第 3 号：平成 25 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 5 日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上報告します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による議会への報告でございます。御了承ください。

議長（森田 瞳） 日程第 25 「平成 24 年度定期監査報告」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

監査委員（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議会選出監査委員。

（松田監査委員 登壇）

監査委員（松田和代） 平成 24 年度定期監査の結果報告について。

それでは、桑原代表監査委員さんとともに実施いたしました定期監査の結果を、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成24年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

お手元の配布資料を御覧ください。

1. 監査実施期間は、平成24年11月20日から22日まででございます。
2. 監査委員は、桑原代表監査委員と私松田でございます。
3. 監査の対象は、事務事業を選択抜粋し、重点的に監査いたしました。

関係部署は、総務課、税務課、健康福祉課、産業建設課及び教育委員会であります。

4. 監査の方針は、平成24年4月1日から9月30日までの間における、平成24年度予算についての、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理であります。
5. 監査の方法であります、平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、同法第2条第14項及び15項に則り、適正かつ効率的、合理的に行われているか監査を行いました。

監査にあたり、監査書記は監査委員の命を受け、事前に提出を求めた定期監査調査等に基づき、予備調査を行い、事務事業全体の概要を把握しました。

監査当日は、部署ごとに所掌する事業で執行にあたり、工夫、努力した事項並びに今後の問題点について、監査委員は担当課長等から説明を聴取するとともに、予め調査項目について資料により質疑応答を行い、実施しました。

6. 監査に提出を求めた資料は、①平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出予算の執行状況。②所掌事務調査。③職員数調査。④事務実施概要。⑤委託一覧表。⑥建築工事一覧表。⑦団体運営補助金等に関する調。⑧前回の指摘・意見に対する改善事項。⑨所管事務事業での努力・工夫した事項、今後の問題点。⑩超過勤務関係資料、年次有給休暇関係資料。⑪公用車の運転日誌。⑫起債借入状況及び返済計画。⑬各公共施設使用の減免状況関係書類。⑭町税等徴収関係書類であります。
7. 監査項目につきましては、①財産管理について。②契約等に伴う事務処理について。③繰越事業の執行状況について。④公用車の運行管理についてであります。
8. 監査結果につきましては、

(1) 総括的講評ですが、事務事業の執行に係る会計経理事務処理について、関係書類及び諸帳簿等を精査した結果、概ね適正に処理されていたと認められました。特に税務課においては、税の徴収体制を強化するため、徴収対策室を中心に住民課及び健康福祉課と連携して、地方税の徴収及び滞納税縮減に取り組んでおり、成果をあげていました。

(2) 個別案件に関する意見につきましては、次のページの別紙を御覧ください。

定期監査の結果について

1. 財産管理について

公有財産管理台帳デジタル化の導入により、事務処理の省力化、管理の正確さの向上、公有財産の取得、処分等業務の効率化に向けた取組に配意がなされており、財産管理は概ね適正に推進されていた。

しかしながら、町有地の未登記問題について、境界画定や所有権保存登記が未了であるなど、不確定かつ不安定な要素が多く、その処理にはかなりの時間と費用が見込まれるが、今後も粘り強い交渉と態度で関係者と協議し、着実に登記できるよう措置されたい。

なお、かねてより意見していた旧庁舎跡地については、行政財産から普通財産へ分類換えが行われており、地域活性化のために有効な活用策の検討を重ねて求めたい。

2. 契約等に伴う事務処理について

補助・単独事業の契約に伴う事務処理において、特に問題点は認められず適正に行われていた。

今後も事務手続きにおいて書類整備に万全を期すとともに、事業決定についても疑惑の招くことのないよう十分配慮されたい。

3. 繰越事業の執行状況について

前年度からの繰越事業については、全て完了していた。

なお、安堵小学校大規模改修についてその状況を実査したが、特に問題点は認められず関係書類等も適切に処理されていました。

4. 公用車の運行管理について

環境美化センターにおける状況は適切に行われており良好であったが、多くの課において、書類の記入漏れや誤記が散見されていました。始業点検は事故防止と車両保守のために重要であるので、形式的でなく確実に実施するとともに書類整備に十分配慮されたい。

5. 団体運営補助金等について

補助金交付要綱は補助事業の目的や範囲を明確にするとともに、補助対象経費や経費配分、交付基準、実績報告等のほか、補助を受ける団体の責任の明示等、事業の効果的かつ効率的な執行を担保するための規定であるが、未だ補助金要綱が未整備の団体については、早急に整備したうえで執行されたい。

6. 年次有給休暇、超過勤務関係について

年次有給休暇、超過勤務関係の手続きにおいては概ね適正に処理されていました。

しかしながら、一部の課において、時間外勤務について特定の者に偏りが見受けられました。事務事業の内容、時期によってはやむを得ない事情も理解できるが、常態的な偏りのないよう、体制や事務分掌について配慮されたい。

また、年次有給休暇の取得状況では、殆ど取得していない者が見受けられたので、実態を把握のうえ、配慮検討されたい。

7. その他補足意見

(1) 経費削減については各課とも、特に節電に対する取組は徹底されており良好でありました。しかしながら、環境整備については予算カットなどの影響もあり、不十分な面も見受けられたので、中央公園体育館や多目的広場等の利用者の受益者負担として減免措置を半減とするなど検討されたい。

(2) 中学校の吹奏楽部の活動は活発であり、対外活動においても優秀な成績を挙げ

ていました。音楽室及び武道場の管理状況に問題は認められず、特に楽器の保管状況は良好でありました。

(3) カルチャーセンターの活用については、コミュニティセンターとして利用促進するため、施設・設備の改善と使用料減免措置についての検討を早急に行われたい。

(4) 広報あんの配布については、自治会加入の有無にかかわらず、区長が責任を持って全戸を配布するよう配慮されたい。

(5) コミュニティバスの運行については、今後、真に住民の足となるよう、時間、路線等について継続して検討改善を図られたい。

以上でございます。これで定期監査報告を終わります。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 大変、お疲れでした。

本件につきまして、地方自治法第199条第9項の規定により議会への報告でございました。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（森田 瞳） 一般会計予算審査特別委員会は、6日、水曜日。

特別会計等予算審査特別委員会は、7日、木曜日。

議会運営委員会は、13日、水曜日。

議長（森田 瞳） 失礼しました。

総務産業建設常任委員会は、3月11日、月曜日でございます。

いずれも午前10時からでございます。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、

6日、金曜日の午後6時で締め切り。

失礼いたしました。金曜日の午後4時で締め切りさせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は18日月曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたしますが、ただ今より昼食前に、議会だよりの写真の撮影でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、散会いたします。

散 会

1 2 時 2 5 分